

鎌倉幕府將軍御所の記憶

秋山 哲雄

はじめに

場所にはその場所の記憶が残る場合がある。特に貴人の死後、その邸宅が故人と関わる寺院などに建て替えられる例は多い。例えば、拙稿^{〔1〕}では、鎌倉時代に得宗家に近い北条氏一族を採り上げ、北条師時とその妻が、師時の父の宗政の死後に宗政を供養するため、宗政の山内の別荘に浄智寺を建立していることが推定できるとした。また、開基が北条貞時、開山が時宗の妻の覚山尼となって建立されたとされる東慶寺も、貞時の父の北条時宗の別荘跡に建てられたと考えられる。これらの事例は、父の死後に、その後家や息子らによって別荘に故人を祀る寺を建立されたと考えられる例である。

高橋慎一朗氏^{〔2〕}は、歴史的に見て、前近代の日本の都市は均質な一つの空間によって構成されていたというよりは、さまざまな意味性を持つ「場所」の集合体として存在していたと見なすことができようという発想のもと、鎌倉幕府の最初の將軍御所である大倉御所跡地の記憶を、さまざまな史料から呼び起こし、場所の記憶について論じた。

高橋氏は、大倉御所の跡地の一部が、御家人屋敷や庶民の住居に転用される運命であったものの、大倉御所の周囲に「東御門」「西御門」「南御門」などの地名が残されていることや、大門寺の存在、あるいは当時の人間関係などから、大倉御所の場所の記憶を尊重する動きがあったことを指摘している。

中世において場所の記憶は、特に政権担当者の居所については、その土地利用に際して配慮されるものであった。例えば、中世鎌倉における場所の記憶については、中世後期の鎌倉公方の屋敷跡に関する、以下の史料にその痕跡が見られる。

【史料一】『新編相模国風土記稿』巻九四 村里部 鎌倉郡巻二十四 二四ページ

此時より廢址へ頼朝以後、北条九代の繁昌は、元弘の乱に滅亡し、尊氏公より、成氏公の御代に至り、六代相続の財寶、此時皆焼亡して、永代鎌倉亡所となりて、田畑も荒果けりかかると都會の地なりしも、今は山麓瀨海の村落となり、荒空壕空く乖離の嘆きを増すのみ。夫より後も猶古河の公方還住のをりあらんかとて田圃も關かす芝野となして置りとなり、此事今も里老の口碑に残れり。遺民の思慕亦おもふべし

『新編相模国風土記稿』は近世末期に作成された地誌であり、やや信憑性に欠ける部分もあるが、編纂当時の認識を示しているという点で興味深い史料である。

また、鎌倉公方が鎌倉を離れて古河へと移り古河公方と称することになった時に、古河公方が鎌倉に戻ってくることもあろうと考えて、芝野のままにしているというのである。ここに、鎌倉公方の御所の記憶をよみとることができるであろう。同じことは、近世初期の地誌である『新編鎌倉志』に書かれたような、以下の史料にも見られる。

【史料二】『新編鎌倉志』影印版「公方屋敷」 八八ページ

○公方屋敷

イツレノ時カ古河ノ公方御帰アラントヒ畠ニモセズ今ニ芝野ニシテオケリト里老語レリ

ここでも、公方屋敷の跡地は、いつか古河公方の足利成氏が鎌倉に戻ってきたときのために、畠にもしないで芝野のままにしてあるというのである。

このように見てくると、鎌倉公方に関わる場所の記憶は残されるものと考えられる。しかしこれは鎌倉公方についての記述であって、中世前期の將軍御所についての検討はあまり多くはない。

なお、鎌倉幕府の將軍御所は、大倉御所から北条義時大倉亭南方を経て、宇津宮辻子御所、そして若宮大路御所へと移っていった。そこで以下では、中世前期の鎌倉の將軍御所を中心に、場所の記憶という概念に基づいて、いくつかの可能性を示すことをめざしたい。

一 大倉御所の記憶

治承四年（一一八〇）、鎌倉に入ろうとした源頼朝は、当初は父源義朝の邸宅に入ると考えていたが、すでにここには、岡崎平四郎義実が義朝の菩提を弔うための梵宇を建てていたので、しばらくは民屋を御所としていたようである。^④ まずはここで、父の源義朝の記憶が残る場所に入ろうとする頼朝の思考が見える。その後、大倉御所が完成すると新造御亭に移り、大倉御所は、源氏三代（厳密に言えば源氏二世代）の御所として用いられた。

すでに高橋慎一朗氏の指摘^⑥にあるように、大倉御所の跡地には、將軍御所という政権の拠点について場所の記憶を残そうとする営みがあった。この営みは、鎌倉公方の屋敷跡のように、何も建物を建てず芝野にしてあるという

ことではなく、寺院や御家人の宿所などが建てられながらも、大倉御所の場所の記憶を尊重する動きであった。

頼朝が世を去り、頼家が幽閉、暗殺され、実朝が暗殺されると、將軍不在の時期が訪れた。北条義時は京で皇族の將軍を求めたが受け入れられず、摂関家の子である三寅（後の九条頼経）が、鎌倉に次期の將軍として送られることとなった。^⑦ 鎌倉に着いた三寅は、大倉御所ではなく、義時大倉亭南方に新造された建物に入った。それを示すのが、鎌倉幕府が作成した歴史書といわれる『吾妻鏡』の以下の史料である。

【史料三】『吾妻鏡』承久元年（一二一九）七月十九日条

（前略）今日午剋、入_二鎌倉_一、着_三于右京権大夫義時朝臣大倉亭_二（郭内南方、此間構）新造屋_一。

上記のように、義時は自分の邸宅に次の將軍を取り込んだ。そして、幼い三寅を守るかのように、実質的な將軍であった北条政子も、実朝がかつて住んでいた居所が火事に遭うと、急に（^{わか}俄に）三寅と同宿するのである。^⑧ それを示すのが下記の記事である。

【史料四】『吾妻鏡』承久元年（一二一九）十二月廿四日条。

霽、子剋、故右府將軍亭^{（源実朝）}（当時二品居所）焼亡、失火云々、仍二品俄渡^{（政子）}若公亭^{（三寅）}同宿云々

この時の火災は大火事とはなっていないようである。もしかすると、北条政子が三寅と同居する口実とするために、あえてボヤでも出して火災だと称し、強引に政子が移動したのだと推定することも可能であろう。

二 義時大倉亭南方の記憶

元服まではしばらくあったためか、三寅は大倉御所には入らなかった。したがって、義時大倉亭南方が三寅の居

所であったことになる。次期將軍のいる邸宅は、御所に準じる存在だといえよう。だからこそ、北条政子も若公と同宿することになったのである。

義時は、御所移転ではなく大倉御所の新造を考えていた節があるが、御所新造の詳細が決定する前に没した。後を追うように北条政子も他界してしまい、次期將軍を北条氏が取り込むことができなくなってしまった。そこで、『吾妻鏡』によれば、義時死去の報をうけて六波羅探題から鎌倉に帰ってきた北条時房が、若公の住む邸宅に同宿することになったという。それを示すのが以下の史料である。

【史料五】『吾妻鏡』嘉祿元年（一二二五）七月廿三日条。

晴、相州移（時房）住京兆御旧跡（義時）給（日来（政子）二品御居所也）

この史料は、義時の「旧宅」で、最近まで政子が住んでいたところに時房が移住した記事である。義時と政子の二人が居住したことのある邸宅は、義時大倉亭だけなので、時房は義時大倉亭を継承したことになる。そしてここには、次の將軍である三寅が居住していた。三寅を守るといふ邸宅の記憶が、時房をして義時大倉亭南方へと移転せしめたのである。

ちなみに義時の大倉亭は、以下の史料にあるように、大倉観音堂（現在の杉本寺）の西で二階堂大路沿いにあつたと推定できる。

【史料六】『吾妻鏡』寛喜三年（一二三一）正月十四日条

十四日辛丑、亥刻、大倉観音堂西、辺下山入道家失火、依（余）余焰（唐）唐橋中將亭、并故左京兆旧宅、及（二）二階堂大路両方人屋等（焼）焼訖、

大倉観音堂西、辺りから火が出て、二階堂大路の両脇の人屋が焼けたという記事である。そこで、義時の旧宅が焼

けたとある。したがって、義時の大倉亭は、大倉観音堂の西、二階堂大路沿いであったことが分かる。

【史料六】で示したように、義時大倉亭は火事で焼けてしまった。その際に、焼けたのが「故左京兆旧宅」（傍点筆者）と記されている。かつてここに將軍になる前の三寅が居住していたという御所に準じる場所の記憶を払拭するために、義時大倉亭は、誰も住まない「故左京兆旧宅」という場所として記憶されるようになったと推定できるだろう。

三 宇津宮辻子御所の記憶

義時の子の泰時は父の義時と違って、源氏二世代の大倉御所に三寅を移すのではなく、自らの邸宅のある小町方面に御所を移転させた。その際には、宇津宮辻子周辺とするか、それとも若宮大路の東に面した場所にするかでだいぶもめたようである。結論は『吾妻鏡』には明示されていないが、実際のところ、この時の移転先は宇津宮辻子御所であった。¹⁴ 泰時は、新しい御所に三寅を移らせ、¹⁵ 元服させて頼経と名乗らせた。¹⁶ この時の新御所が、いわゆる宇津宮辻子御所である。

新しい御所が完成した時、古い御所はどうなったのであろうか。『吾妻鏡』には以下のようにある。

【史料七】『吾妻鏡』嘉禄元年（一二二五）十月廿八日条

（前略）今夕、若君渡「御子伊賀四郎左衛門尉朝行大御堂前家」、御騎馬、御水干也、駿河守、大炊助、三浦駿河前司、同次郎、後藤左衛門尉等供奉、是可_レ被_レ破_レ却御所之間、為_レ御本所也、

新御所に移る前に、三寅は本所を改めた。本所とは、陰陽道などで方角を計ったりする際に基準となる場所のこ

とである。新しい宇津宮辻子御所に移る前に、三寅は本所を伊賀朝行の大御堂前にある家に移し、実際にそこで居住したのである。これは、前の御所を破却するための措置であったことが後半部から読みとれる。実際にこの翌日の『吾妻鏡』には、「又御所被_レ破始_一、依_レ可_レ有新_一造他所_一也¹⁷」とあり、新しい御所を他所に造営するので、今の御所を破却するのだとある。

普通に考えれば、破却が始まったのは義時大倉亭南方となるが、破却されたのは大倉御所であった可能性も残る。いずれにせよ、御所あるいは御所に準じる邸宅は破却されたのである。

なお、破却といっても、完全に破壊する行為を指すというわけではない。

【史料八】『吾妻鏡』正治元年（一一九九）十二月十八日条

十八日丙子、景時事、就_レ諸人連署状_一、日来連々被_レ經_二沙汰_一、遂今日被_レ追_二出鎌倉中_一、和田左衛門尉義盛、三浦兵衛尉義村等奉行_之、仍下_二向相模国一宮_一、其後破_二却彼家屋_一、被_レ寄_二附永福寺僧坊_一云々、

これは、御家人たちの連署状によって梶原景時が鎌倉を追われた時の記事である。鎌倉を追い出された景時の家屋は破却され、永福寺僧坊に寄付されている。これは破却という言葉が解体に近い意味をもっていることを示している。

【史料九】『吾妻鏡』建暦二年（一二二二）七月九日

今日、御所侍被_二破却_一之、被_レ寄_二附寿福寺、即可_レ被_二新造_一云々、是依_二去月七日鬪乱事_一也、和田左衛門尉、清図書允為奉行、千葉介成胤催_二一族等、沙_二汰_一之

これは、御所の侍所が破却されて寿福寺に寄付され、それによって寿福寺を新造したという記事である。ここでも破壊ではなく解体に近い意味で用いられている。しかし破却という言葉を用いることによって、その建物の記憶

を消去する意味があったと考えられる。

『吾妻鏡』によれば、嘉禄元年（一二二五）十二月五日になると、新御所の上棟がおこなわれた。同年十二月廿日には、若君（三寅）の移徙の儀がおこなわれ、正式に三寅が宇津宮辻子御所に居住することになった。

これまでの研究¹⁹では、この御所の移転には大きな意味があったことが分かっている。すなわち、御所の若宮大路方面への移転によって、鎌倉の「都市化」が進んだのである。具体的には、京都をモデルとした丈尺制・保制度が導入され、さらに鎌倉のメインストリートが大きく変わった²⁰。当初は鶴岡八幡宮、政所、大倉御所などが面する六浦道沿いに幕府の施設や御家人の邸宅があったが、宇津宮辻子御所への移転によって政治の中心が若宮大路方面に移り、若宮大路がメインストリートとなったのである。

しかし、移転の十一年後の嘉禎二年（一二三六）に、御所は若宮大路御所へと移転することになる。將軍である九条頼経（幼名三寅）は病弱であった²¹。何度も体調をくずしたため、その理由を占ってみたところ、宇津宮辻子御所への移転の際に、土を掘り起こすとたたるという土公のたたりを得てしまったのではないかという結論が出された。これを避けるためには、別の区画に御所を移転させるしかない。そこで、若宮大路東頼へと移転することになったのである。

長塚孝氏の研究²²によれば、鎌倉幕府滅亡後、室町幕府の派遣した鎌倉公方は、後に「公方屋敷」の字をもつようになった御所に入ったが、以降は、その時々の政治情勢などによって御所が移転しており、鎌倉公方の御所は、二階堂、宇津宮辻子、西御門、龜谷などにあつたとしてゐる。

下記のような史料から、鎌倉時代の宇津宮辻子御所の付近に、鎌倉公方の屋地があつたことが知られる。

【史料十】「鎌倉八幡宮寺諸職次第 善松坊」（傍線筆者）

東

珍祐 二位律師 小僧都 大^一 法印

隨相承院珍譽法印、正長四年^三（庚戌）三月十五日西院受法汀畢、依澄宏讓、同年六月廿九日如来院僧正補任之、翌日載^レ番長帳也、最勝講同前、金銅藥師供僧兼帶、永享六（甲寅）二月移^レ住坊（ヲ）東谷山宮、同十年三月一高野山參詣并大峰カツラキ山先達、其外諸国之寺社一見、同十月日帰^レ山、善光寺參詣遂^レ之、和泉國槇尾山願成坊也、其年四十二歳、兩部（江）入者也、文安五年九月日弘法大師御筆（ト）申八幡宮御影宇津宮公方（江）進上之、依（テ）為^三上意、同十一月廿八日本間遠州（江）被^レ仰出、當院（江）入御申者也、為^二御代官^一毎日法施可^レ致由被^二仰出^一也、

ここでは、珍祐なる僧侶が文安五年（一四四八）九月に、弘法大師が書いたという八幡の御影を、宇津宮公方に進上したと書かれている。文安五年という年代は微妙な時期だが、おそらくこの時の公方とは足利成氏であろう。²⁴ その公方がかつての宇津宮辻子御所近辺に居住していたので、彼が宇津宮公方とよばれたと考えられる。おそらく本所とした居所の名称を付けられて呼ばれたものであろう。

足利直義が中先代の乱で、北条時行の軍勢に破れて鎌倉から敗走した時、足利尊氏は京都から鎌倉まで進軍し、中先代の乱を鎮め鎌倉に入った。この時に、九条頼経以来、鎌倉幕府滅亡までの歴代将軍が住んでいた若宮大路御所に入り、それによって幕府の再興を目指す方向性を示したといわれている。これも將軍御所という場所の記憶を利用して、自らの進退を周囲に見せつけるための行為であった。したがって、鎌倉公方が若宮大路御所に入ること
はそれなりの意味をもつ。

一方で、宇津宮辻子御所を再建してそこに入るのには、不審な点が残る。前述のように、宇津宮辻子御所は、將

軍の体調が思わしくないのは、御所を建築する時に土公の祟りが出たからではないかと恐れて、十一年で若宮大路へと移住したところである。これはあまりよい記憶ではない。それではなぜ、足利成氏は宇津宮辻子近くと思われる場所に居住していたのであろうか。

先述のように長塚氏は、鎌倉公方の御所がいくつかあったことを指摘している。また、冒頭で引用した『新編相模国風土記稿』、『新編鎌倉志』では、公方屋敷という字の残る地域だけが公方の御所のように書いてあるが、長塚氏の主張するように、鎌倉公方の御所はここだけでなく、いくつかあったと考えるのが妥当であろう。

しかし、何の記憶もない土地に御所を定めることは考えがたい。そこで想起されるのは、鎌倉時代の御家人が、鎌倉のなかに数カ所の宿所を持っていたことである。足利氏の記憶が残る場所といえ、鎌倉時代に御家人としての足利氏が鎌倉に滞在するのために所有していた、宿所ではないかと考えられる。

すでに石井進氏が指摘しているように、御家人は鎌倉のなかにいくつかの宿所や別荘をもっていた。また、大三輪氏龍哉氏は、「現在の鎌倉市役所付近（鎌倉市御成町）は諏訪屋敷跡と伝えられるほか、宝戒寺（小町三丁目）にも諏訪氏の屋地があったと伝えられる。これらの伝承が正しいのであれば、諏訪氏の屋地は鎌倉の各所に点在しており、当地もその一つであったと推定されよう」として、有力御家人は鎌倉にいくつもの屋地を持っていたことを示唆している。鎌倉時代には、足利氏ももちろんいくつかの宿所や屋地、別荘などを鎌倉にもっていたと考えて大過あるまい。

したがって宇津宮公方も、鎌倉時代に宇津宮辻子御所あるいは若宮大路御所に奉仕するために、宇都宮辻子御所近くにあった宿所を、室町時代になっても居所のひとつとして利用していたものではないかと考えられる。もちろん、宇都宮辻子御所そのものを公方として利用したという可能性はあるが、やはりかつて土公の祟りのために住め

なくなってしまった記憶は、簡単には払拭できないはずである。ここでは、鎌倉時代に宇津宮辻子御所あるいは若宮大路御所の將軍に奉仕するために設置した、宇都宮辻子近くの足利氏の宿所にたまたま公方が滞在していたために、宇津宮公方という呼称が用いられたと考えたい。

四 若宮大路御所の記憶

「梅松論」によると、鎌倉幕府が滅亡した時に、わずかに四歳でありながら大将格であった足利義詮（幼名千寿王）は鎌倉の二階堂別当坊に入った。二階堂とは永福寺の主要伽藍のことである。

永福寺には三つの性格があった。すなわち、①敵味方の区別なく戦闘による犠牲者を供養し、②滅亡した敵方を鎮魂し、③戦闘に自分たちが勝利したことを宣言する寺院、という性格である。もちろん、永福寺は鎌倉の中心部から離れているために戦禍を免れたので利用されたという一面もある。しかし、中先代の乱の後にも足利尊氏が二階堂の別当坊に入ったことの意味も考えなければなるまい。やはり永福寺別当坊には三つの性格が備わっていたと考えるべきであろう。

その後、尊氏は後醍醐天皇の命令にしたがわず、鎌倉に残った。その時のことを示すのが以下の史料である。

【史料十二】「梅松論」百六十七頁

是を中先代とも廿日先代とも申也、去程に將軍御兄弟鎌倉に打入、二階堂の別当に御座有しかば、京都より供奉の輩は勲功の賞にあづかることを悦、又先代与力の輩は死罪流刑を宥められる程に、先非を悔ていかにも忠節を致す事をおもはぬ者こそなかりけれ、京都よりは人々親類を使者として東夷誅伐を各賀し申さる。また

勅使中院藏人頭中将具光朝臣関東に下着し、今度東国の逆浪速にせいひつする事叡慮再二也、但軍兵の賞にをいては京都にをい綸旨を以宛行べきなり、先早々に帰洛あるべしとなり、勅答には大御所急ぎ参るべきよし御申有ける所に、下御所仰られけるは、御上洛然るべからず候、其故は相模守高時滅亡して天下一統になる事は併御武威により、しかれば頼年京都に御座有し時、公家并義貞陰謀度々に及といへども御運によつて今に安全なり、たまたま大敵の中をのがれて関東に御座可然旨を以、堅いさめ御申有けるによつて、御上洛をとどめられて若宮小路の代々將軍家の舊跡に御所を造られしかば、師直以下の諸大名屋形軒をならべける程に、鎌倉の躰を誠に目出度ぞ覚えし。

後醍醐天皇の命令による上洛を思いとどまった足利尊氏は、二階堂別当坊から鎌倉幕府の代々の御所である「若宮小路の代々の將軍家舊跡」、つまり若宮大路御所に入つて、自分が幕府の將軍の繼承者であることを内外に示した。周囲には尊氏の家人らも館を構えたという。まさに鎌倉幕府草創期のような記述である。

その後尊氏は、自分の判断を悔いて後醍醐への恭順の意志を示すため、浄光明寺に蟄居した。それを示すのが次の史料である。

【史料十二】「梅松論」百六十八〜百六十九頁

將軍は先日勅使具光朝臣下向のとき、帰洛有べきよし仰られし處に、御参なき條、御本意にあらざる間、此事に付てふかく歎き思召れて仰られけるは、我龍顔に昵近し奉りて、勅命を請て恩言といひ、ゑいりよといひ、いつの世いつのときなりとも、君の御芳志を忘れ奉るべきにあらざれば、今度の事條々御所存にあらざと思召ける故に政務を下御所に御ゆづり有て、細川源藏人頼春并近習阿三計召具て、潜に浄光寺に御座有し程に、海道みちの合戦難義たるよし聞召て將軍仰られけるは、守殿命を落されば我有とても無益なり、但違勅の心、中にい

て更に思う召さず、是正に君の知處也、

浄光明寺では、ちょうどこの頃に「浄光明寺敷地絵図」が作成された。円覚寺でも同様に敷地絵図が残っているように、鎌倉幕府亡き後、どの寺も新政権に敷地を安堵してもらう必要があった。そのために、鎌倉にある寺院のおそらくほとんどが、同様の敷地絵図を作成したことが想定される。

この絵図に注目した大三輪龍哉氏は、その論稿³¹において「浄光明寺敷地絵図」に書かれた「若宮小路殿」なる人物が、足利尊氏ではないかと推定した。時期的に尊氏が鎌倉にいた時のものとして首肯できる指摘である。そして、俗人である尊氏が持戒持律の修行の場である浄光明寺で、寝食までを共にしていたとは考えがたく、「夜は寺外で生活していたものと思われる」と大三輪氏は指摘する。そして「おそらくは浄光明寺の側に別宅を構え、そこを寝食の場としたと考えられる」と主張している。

この主張にしたがうならば、問題となるのはその別宅である。山内から亀谷に入る切り通しのすぐ脇に長寿寺があり、寺伝ではそこにあるのは尊氏の墓だという。浄光明寺からは徒歩で五十分ほどの近さである。ちなみに尊氏は等持院殿、または長寿寺殿といわれていたようだ³²。現在も尊氏の墓は残っているという点からの推測ではあるが、尊氏は、山内にもともともっていた、浄光明寺に近い別業³³について、蟄居中はそこを寝食の場とし、それが後世には尊氏の墓の在所として捉えられるようになったのではないかと考えられる。

五 北条政子の記憶

北条政子も尼將軍といわれるように、その在所が御所とよばれることがあった。⁽³³⁾ その政子が方違のために、その起点となる本所を移している場面がある。

【史料十三】『吾妻鏡』貞応三年（一二二四）正月四日条

（政子）
二品為下^レ方^レ違南方^二給上、被^レ召隱岐入道行西^二階堂家於本所^一、行西申^二領状^二云々、

【史料十四】『吾妻鏡』貞応三年（一二二四）正月五日条

五日壬寅、晴、^(政子)二品御方違本所事、自^二隱岐入道家^一、勝長寿院奥殿当^二南方^一之由、陰陽師等依^レ令^レ申、改^レ之
以^二大倉泉御亭^一、被^レ定^二本所^二云々、

【史料十三】では、隱岐入道行西^二階堂家を本所とすると決まったが、【史料十四】では、翌日になって、隱岐入道の家は勝長寿院から見て南になってしまつたため、それを不吉として大倉泉亭を本所に改めたとある。

一回、本所になる予定であつた^二階堂家は、次の史料にも登場する。

【史料十五】『吾妻鏡』寛喜三年（一二三二）十月十六日条

而故^(政子)二位殿御時、所^レ被^レ用^二本所^一之僧坊一字在^レ之、可^レ為^二御本所^一、彼坊自^レ可^レ被^レ立^二御堂^一之地^上、当^二乾方^一歟、猶以^二戌方分歟之由、晴賢申^レ之、各令^二帰参^一、

【史料十三】で一旦は政子の本所と決まった隱岐入道の^二階堂家は、【史料十五】でも政子がかつて本所にしたことがあつたと記されている。両者の^二階堂家は、同一のものとして考えてもよいだろう。そうすると、貞応三年

(一二三四) 正月の本所の候補となった記憶が、寛喜三年(一二三二)十月にも表れていることになる。少なくとも七年間は、政子が本所にしたかもしれない場所という記憶が残っていたのである。政子の記憶はそれだけ重視されてきたといえよう。

一方で、政子は出産時に名越御館などとよばれる邸宅に入ることがあった。それを示すのが以下の次の史料である。

【史料十六】『吾妻鏡』建久三年(一一九二)七月十八日

天霽風静、御台所渡(北条政子)御于名越御館(号浜御所)被_レ点_二御産所_一也云々、

この邸宅は、以下の史料のように、名越殿、名越御館、浜御所、などとよばれているが、いずれも同一の建物だと考えられる。

【史料十七】『吾妻鏡』建久三年(一一九二)七月廿四日条

幕下渡_二御名越殿_一、三浦介令_レ儲_二経営_一云々、

【史料十八】建久六年(一一九五)七月廿九日条

廿九日辛亥、早旦渡_二御浜御所_一、御遊興終日、有_二御笠懸等_一、又聞_二食管絃妙曲_一、北条殿経営云々、

【史料十七】では、名越殿での宴会の用意は三浦介(三浦義澄)がおこなっており、【史料十八】では北条時政が宴会の準備をしているので、一御家人の所有する館に頼朝を招いているのではなく、將軍のための海の別荘ともいうべき邸宅だと考えられる。だからこそ、浜御所とよばれているのである。

ここでは、政子が産所としている例に注目したい。これによって浜御所に政子の記憶が刻み込まれたのではないだろうか。そうすると、後世に政子の記憶が残っているかもしれない。例えば今も鎌倉に残る安養院が、ひとつの

候補としてあげられる。

安養院には、政子の墓といわれている石塔があり、政子が頼朝の菩提を弔うために鎌倉の佐々目谷に開いた長楽寺が、のちにこの地に移って安養院となったという寺伝も残っている。この安養院に、北条政子の記憶が残された³⁴と考える余地はあるだろう。政子の記憶があったところなので、そこに政子の墓を置くようになったと考えれば、安養院があるいは浜御所に比定できるかもしれない。ただし、安養院の現在の行政地名は鎌倉市大町であり、安養院を名越御館に比定するには、はばかられる点もある。しかし、海に近いことから、浜御所という呼称が生まれるのには障害はない。また大町という現在の地名も、鎌倉時代と同じ範囲だという保証はない。したがって、浜御所の記憶が安養院に残されていると考えることができるのではないだろうか。

先述の二階堂の僧坊を本所にした記憶が七年経っても残っていたとすれば、政子の記憶はかなり強いインパクトがあったであろう。推測を重ねたが、ここでは安養院が浜御所跡地ではないかと比定しておきたい。

おわりに

以上のように、鎌倉時代の將軍御所の記憶について述べてきた。大倉御所は、高橋氏の述べている通り、その將軍御所の記憶が尊重されていた。義時大倉亭南方は、誰も住まない「左京兆旧宅」という場所として記憶されるようになったと推定した。宇津宮辻子御所は、十一年で若宮大路へと移転した。室町期の宇津宮公方とは、鎌倉時代は幕府に奉仕する御家人であった足利氏ももっていた、いくつかある宿所のひとつが発展したものであるとした。そして若宮大路御所は、足利尊氏がそこに入って幕府再興を考えたように、將軍御所の記憶が残る土地であった。

また、政子の記憶が残る浜御所は今の安養院ではないかと推測した。

それぞれの御所は、何らかの記憶を後世に残していた。これが認められるならば、南北朝以降の鎌倉における寺院で、そこに墓があったり、何らかの伝承をもつ人物は、その寺ができる前にその地にあった宿所などに住んだ人物の記憶が残っていると、ある程度は認識できるのではないだろうか。³⁸⁾土地の記憶は、それだけの意味をもっていると考えたい。

註

- (1) 拙著「都市鎌倉における北条氏の邸宅と寺院」(『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六年、初出は一九九七年) 四二ページ。
- (2) 高橋慎一郎「中世鎌倉における將軍御所の記憶と大門寺」(『中世都市の力 京・鎌倉と寺社』高志書院、二〇一〇年、初出は二〇〇三年) 一九六ページ以降。
- (3) 『吾妻鏡』 治承四年(一一八〇) 十月七日条。
- (4) 『吾妻鏡』 治承四年(一一八〇) 十月六日条。
- (5) 『吾妻鏡』 治承四年(一一八〇) 十二月十二日条。
- (6) 前掲注(2) 二二五ページなど。
- (7) 『吾妻鏡』 承久元年(一一二九) 三月十五日条。
- (8) なお、北条政子の居所については、拙稿「北条政子の居所とその政治的立場」(『鎌倉を読み解く 中世都市の内と外』勉誠出版、二〇一七年、初出は二〇一三年) を参照願いたい。
- (9) 『吾妻鏡』 貞応二年(一一三三) 正月二十日条には以下のようにある。

奥州有_レ被_レ仰_二合人々_一之事、是若君御亭西方地頗狭、被_レ入_二西大路於庭_一、可_レ構_三築地_二云々、如隱岐入道、駿河前司、可_レ然之由申_レ之、此上猶於_二彼大倉館_一、招陰陽師等、被_レ問_三子細_一、或不快之旨申_レ之、或當時被_レ広者、聊可_レ有_レ崇、今

年以後、可レ有_二御沙汰_一之由云々、各所レ申願不二同_一也、

- このように、若君(三寅)の御所の西方の地が狭いので、西の大路を庭に取り込みたいと義時が発言している。もしこの時の若君御亭が大倉御所のことを指していると考えたと、西方への拡大を合理的に説明できることになる。というのも、山村亜希「東国の中世都市の形成過程」(『中世都市の空間構造』吉川弘文館、二〇〇九年、初出は一九九七年)一四五ページでは、大倉御所の範囲が、『鎌倉市史』(総説編)(吉川弘文館、一九五九年)の見解よりも西側に広がっており、大倉御所は小町大路の延長線上にまで広がっていると指摘しているからである。義時の願いが聞き入れられ、小町大路の延長線上の道まで御所を西側に広げていたならば、山村氏の指摘した大倉御所の西側への拡大は、義時の意見を聞き入れた結果と考えることもできる。
- (10) 『吾妻鏡』貞応三年(一二二四)六月十三日条。
- (11) 『吾妻鏡』嘉祿元年(一二二五)七月十一日条。
- (12) 義時の大倉亭については、西田友広「北条義時の「大倉亭」」(『鎌倉遺文研究』四六、二〇二〇年)が発表され、義時の大倉亭は義時の法華堂の下で大倉幕府の敷地外にあったと指摘されている(五六―五七ページ)。また、『史料六』で示されている義時の名称は本来ならば「右京兆」でなければならぬが、「左」は「右」の写し間違いであるとすする拙稿(前掲注1)、一九―二二ページ)に対して、写し間違いの可能性も残しつつ、「故左京兆」は義時ではなくほかの人物だと批判している(五四ページ)。ただし、『史料三』にあるように、義時が鎌倉に邸宅を構えていたことは揺るがないであろう。
- (13) 『吾妻鏡』嘉祿元年十月三日条に「雨降、相州武州参_二御所_一給、当御所可レ被_レ移_二於_一宇津宮辻子_一之由、有其沙汰_一、又可_レ被_レ建_二若宮大路東類_一二歟之旨、同及_二群儀云々_一」などがある。
- (14) 宇津宮辻子御所への移転については、松尾剛次「宇津宮辻子御所考」(『山形大学史学論集』一二、一九九二年)、同『中世都市鎌倉の風景』(吉川弘文館一九九三年)に詳しい。
- (15) 『吾妻鏡』嘉祿元年(一二二五)十二月廿日条。
- (16) 『吾妻鏡』嘉祿元年(一二二五)十二月廿九日条。
- (17) 『吾妻鏡』嘉祿元年(一二二五)十月廿九日条。
- (18) 北条義時は三寅を大倉御所に住まわせるように計画していたと考えたと、ここで破却されたのは、大倉御所であった可能性もある。また、三寅が大倉御所を本所としていたならば、その場合も破却の対象は大倉御所であったと考えられる。なお注(9)

も参照。

- (19) 松尾剛次『中世都市鎌倉の風景』（吉川弘文館、一九九三年）など。
- (20) 同前。
- (21) 『吾妻鏡』嘉禎二年（一二三六）二月一日条。
- (22) 長塚孝『鎌倉御所に関する基礎的考察』（広瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇〇九年）二八三ページ。
- (23) 『鶴岡八幡宮諸職次第』『善松坊』十一ページ。
- (24) 『神奈川県史』通史編Ⅰ原始・古代・中世 八九六ページ。
- (25) 前掲注22、長塚孝論文二八三ページ。
- (26) 石井進「武士の屋敷・庶民の住まい」網野善彦、石井進、福田豊彦編『よみがえる中世』3、（平凡社、一九八九年、一〇〇ページ）では、有力な武士は、「同時にいくつもの屋敷をもっていた」としている。首肯すべき見解だといえよう。
- (27) 大三輪龍哉「浄光明寺敷地絵図」に見る屋地」（『鎌倉遺文研究』二七号、二〇一一年）二四ページ。
- (28) 「梅松論」（『群書類従第二十輯合戦部』百六十二ページ）、以後はページ数のみ記す。
- (29) 永福寺については、拙稿「都市鎌倉における永福寺の歴史的 성격」（拙著『鎌倉を読み解く』勉誠社、二〇一七年、初出は二〇一〇年）を参照願いたい。
- (30) 「梅松論」百六十七ページ。
- (31) 大三輪龍哉「浄光明寺敷地絵図」に見る屋地」（『鎌倉遺文研究』二七号、二〇一一年）二六～三二ページ。
- (32) 『鎌倉市史』（社寺編）（吉川弘文館、一九五九年）三一三ページ。
- (33) 『吾妻鏡』では、將軍不在時の貞応二（一二二二）年八月廿七日条に、「二位家新御所」といった表現がある、
- (34) 『鎌倉市史』（社寺編）（吉川弘文館、一九五九年）四二二ページでは、安養院の開基は北条政子だとされている。
- (35) 近年の成果として谷口雄太「室町期東国武家の「在鎌倉」―屋敷地・菩提寺の分析を中心に―」（特定非営利活動法人 鎌倉考古学研究所 第八期大三輪龍彦研究基金研究報告）があげられる。